

特集：地域ですすむ子どもの権利ネットワーク

■ 栃木から

“とちこど権”の誕生

「とちぎ子どもの権利条約ネットワーク」設立総会の開催



“とちこど権”の設立総会風景

一昨年、子どもの権利条約フォーラム 2018in とちぎのキックオフミーティングから「出会い」「繋がり」フォーラムへ向かってきた仲間たち。フォーラム終了後もこのつながりを持ち続け、栃木県内の子ども・若者を取り巻く現状や課題を学びあい、その解決に向けた活動と、さらに子どもの権利条約に関する理解を深め、その理念の普及・啓発活動を通じて、子ども・若者一人ひとりの自己実現を図るために、2019年12月15日、足利市市民プラザを会場として、「とちぎ子どもの権利条約ネットワーク」（略称「とちこど権」）が設立されました。

(<https://tochi-kodoken.jimdosite.com> 参照)

ようやく設立できた「とちぎ子どもの権利ネットワーク」も気がつけばフォーラムが終わってから1年も経ってしまっていました。今やっとスタートラインに立てたところです。

この「とちこど権」の事業としては、子ども・若者の現状と課題およびその解決に向けた活動の学習、子どもの権利条約に関する学習およびその理念の普及・啓発活動、子どもが主体となっている活動への支援、子ども・若者を支援している団体との情報共有およびネットワーク活動などがあげられます。

役員は、2人理事長で、大竹 智さん（立正大学 社会福祉学部 子ども教育福祉学科 教授 / 副学長）および中野 謙作さん（栃木県若年者支援機構 代表理事）がとめます。副理事長は橋本 好広さん（足利短期大学 准教授）、事務局は 三田和子（さくらエルマー学童くらぶ）および高沢友佳里（あしかが子どものえがおネット）です。

（三田和子）

NEWS LETTER No.139 CONTENTS

特集 地域ですすむ子どもの権利ネットワーク

■ 栃木 “とちこど権”の誕生	
—「とちぎ子どもの権利条約ネットワーク」設立総会の開催	1
“とちこど権”のできるまでとこれから	2～3
■ 神奈川 かわさき子どもの権利フォーラムの公開シンポジウム	
川崎市子ども夢パーク・「えん」設立秘話	竹内麻子 4～5
■ 東京 小金井市子どもの権利条例 10周年を迎えて	
子どもオンブズパーソンの設置を求めて	阿部寛子 6
■ 長野 子どもの権利条約フォーラムの残したものの、引き継ぐもの	
—2回のフォーラムを経験して	宮沢節子 7

トピック

● スコットランドの子ども・若者コミッショナー来日	
—子どもの声から出発する—	平野裕二 8～9
● 「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポ 2019 立川の開催	
子ども支援から若者支援へどうつながるか	喜多明人 10

連続講座から

第4回 不登校の子ども権利はどこまで前進したか	奥地圭子 11
第5回 子ども参加を軸とした子どもの権利実現	甲斐田万智子 12

“とちこど権”ができるまでとこれから

みた かずこ
三田 和子（とちぎ子どもの権利条約ネットワーク事務局長）

【とちぎ子どもの権利条約ネットワーク設立準備】

2018年11月3日4日、栃木県の西の端、足利市におきまして「子どもの権利条約フォーラム2018inとちぎ」を開催させていただきました。みなさんのご協力のおかげで、無事にフォーラムを終えることができました。もう1年以上も前のこととなります。

2018年5月のキックオフミーティングから「出会い つながり フォーラムへ」向かってきた仲間たちが、開催後もせっかくなできたこのつながりを絶やさず、「これから一緒にやっつけよう！」と、新たなネットワークの設立を計画し、フォーラムの開催地であった足利市に事務局をおいて準備をすすめてきました。

ネットワークの第1回準備会は2019年9月8日宇都宮市で開催。おとな30名とフォーラムの子ども実行委員4名が参加しました。4人はフォーラムでの経験と今後の活動への思いを率直に話してくれました。

会の終了後は平野裕二氏をお招きして、「国連子どもの権利委員会報告書審査と総括所見学習会」を開催しました。第4回・第5回報告書審査や総括所見についてだけでなく、国連・子どもの権利委員会の概要や国連・子どもの権利委員会による日本の報告書審査の経緯までお聴きすることができ、世界の中の日本の状況を学ぶことができました。これから一緒に活動していく仲間と共有できたことはとても有意義でした。

【とちぎ子どもの権利条約ネットワーク設立総会】

2019年10月に台風19号が栃木県を直撃し県内各地に甚大な被害をもたらすということもありましたが、2019年12月15日足利市において「とちぎ子どもの権利条約ネットワーク」（略称とちこど権）の設立総会を開催することができました。

栃木県内の子ども・若者を取り巻く現状や課題を学びあい、その解決に向けた活動と、さらに子どもの権利条約に関する理解を深め、その理念の普及・啓発活動を通じて、子ども・若者一人ひとりの自己実現を図ることを目的とし、次の5つの事業を柱に活動していきます。

- ① 県内の子ども・若者の現状と課題及びその解決に向けた活動の学習
- ② 子どもの権利条約に関する学習及びその理念の普及・啓発活動
- ③ 子どもが主体となっている活動への支援
- ④ 県内の子ども・若者を支援している団体との情報共有及びネットワーク活動
- ⑤ その他これに付随する事業

設立総会終了後は、1st アライアンス（お茶を飲みながら交流しましょう）を行いました。

お茶を飲みながら、3.4人のグループで今後どんな活動をしていきたいかを大いに語り合い、一人ずつ発表しました。とちこど権のメンバーの日ごろの活動や今後の展望などを伺うことができ、まさにこれからアライアンス（連携）していくのに大切な時間になりました。今後もアライアンスを定期的に行っていく予定です。

【“とちこど権”今年度の活動】

今年度は2020年3月までなのでわずか3か月の活動になりますが、2回の公開学習会とニュースレター第1号の発行を計画しています。

2回の公開学習会はとちこど権理事長による企画です。

第1回学習会は大竹智理事長（立正大学社会福祉学部子ども教育福祉学科 教授）により「これって『虐待』ですか？～子どもの権利条約を踏まえ虐待と体罰を考える」講演会です。

第2回学習会は中野謙作理事長（栃木県若年者支援機構代表理事）により「アウシュヴィッツ平和博物館見学（白河市）～子どもの権利条約に大きな影響を与えたコルチャック先生から学ぶ」です。

とちこど権 第1回公開学習会

「これって『虐待』ですか？
～子どもの権利条約を踏まえ虐待と体罰を考える」

2020年2月9日佐野市で行いました。4月に児童虐待防止法も改定されることを受けて企画しました。

とちこど権の理事長で今回の学習会の講師を務め、目黒でおきた船戸結愛ちゃん虐待死事件の検証にもあたっていた大竹智氏は講演の中で「子どもの声に耳を傾けることが子どもの最善の利益を守ることにつながる」と強調しました。また、様々な関係機関あるいは人が連携する時、力がある人の意見や正常性バイアスに流されがちだが、感度の高い人に合わせて支援に当たることの大切さについても指摘しました。また虐待につながる問題とし

ては、親の社会からの孤立についても話されました。虐待が疑われるケースについては迷わず、児童相談所などに通報すること。通報することで専門機関につなげてあげることができ支援が始まることになり、孤立から抜け出すことにつながるとおっしゃっていました。グループワークでは、40 項目の行為を虐待か否か仕訳しました。立場や生活環境、文化でそのラインがだいぶ変わってしまうことを学びました。参加者からは「大変勉強になった。」「子どもと家庭両方を支援することの重要性を学んだ。」などの声が寄せられました。

約 50 名の参加があり、とちこど権の会員の他、幼稚園教諭、保育士、高校教師、市役所の職員、教育委員会、民生委員、民児協など様々な立場の方々に参加してくれました。虐待への関心の高さが伺えたものの、もう少し参加者が増えるといいとも感じました。会場となった佐野日本大学短期大学の教職員のご協力でオレンジリボンも参加者に配布することができました。



第 1 回公開学習会の様子

第 2 回公開学習会

—コロナ問題で延期に

アウシュヴィッツ平和博物館見学(白河市)

～子どもの権利条約に大きな影響を与えた
コルチャック先生から学ぶ

* 会員の親睦も兼ねてバスツアーを企画しました。

子どもの権利を守るための普遍条約という形で、国際社会への提起につながった「子どもは今を生きるのであって、将来を生きるのではない」というコルチャック先生の言葉。アウシュヴィッツの収容所で何を見て、どのようなことを感じていたのか—

お隣福島県白河市にあるアウシュヴィッツ博物館を訪ねます。
(もともとは栃木県にあった博物館だそうです)

バスの中で会員の親睦をはかり、コルチャック先生の DVD をみんなで鑑賞して学びながらアウシュヴィッツ平和博物館を目指しま

す。

ユネスコ世界遺産「アウシュヴィッツ収容所跡」を保存するポーランドの国立博物館から提供された犠牲者の遺品・記録写真・関連資料を常設展示する日本で唯一の博物館です。市民ボランティアが非常利で運営する当館は、戦争の惨禍を通して、いのちの尊厳と平和の価値を学び、伝えています。江戸時代中期の古民家を移築した展示室も必見。200 余年の風雪に耐えた柱や梁からもいのちの鼓動が伝わってきます。また、「アンネ・フランク」の関連写真は国内屈指のコレクションです。

また『アウシュヴィッツ平和記念博物館』にはレプリカですが、高さ 120 cm の棒が展示されています。この 120 cm の棒が当時子ども達の命を選別しました。ナチスは子どもたちに 120cm の棒をくぐらせ、棒にぶつかれば労働力があるとみなし、ぶつからなければそのままガス室へ送りました。

この企画をしたとちこど権理事長の中野 謙作氏は相模原で起きた障害者施設殺傷事件の犯人の思想について、命を価値があるかないかで選別したナチスの思想に近いのではないかと話します。彼がこの日本でどうしてそのような思想の持ち主になってしまったのかと警鐘を鳴らします。

とてもいい企画だと自負しています。

2020 年 3 月 22 日(日)に予定していましたが、新型コロナウイルスの感染大にともなってやむなく延期となりました。新型コロナウイルス終息の折には必ず実現したいと思っています。

2019 年 10 月の台風 19 号による水害や今回の新型コロナウイルス感染拡大など今まで経験したことのない大きな災害にみまわれると、ついおとなの都合ばかりが優先されてしまい「子どもの最善の利益」はないがしろにされてしまいます。

こういう時こそ私たちは子どもの権利条約という定点から、物事をとらえ「子どもの最善の利益は何か」を追求し、その考え方を普及啓発していかなければならないと思いをあらたにしています。

とちこど権はやっとスタートラインに立ったところです。

日頃から子ども・若者・子育て支援に奮闘している団体および個人が、さらに加えてこの会の活動をしていくことは容易なことではありません。

「無理をせず、身の丈にあった活動を」を合言葉に、ご賛同いただけるみなさま方と少しずつこの輪を栃木県全体に広げていけるよう進んでいきたいと思います。



■ 神奈川から

かわさき子どもの権利フォーラムによる
「子どもの権利の日」公開シンポジウム

川崎市子ども夢パーク・「えん」設立秘話



この公開シンポジウムを企画した NPO「かわさき子どもの権利フォーラム」は、川崎市子どもの権利に関する条例の普及・啓発を大きな目的にして 2017 年 8 月に設立された市民団体です。同フォーラムでは、これまで川崎市子どもの権利条例の普及啓発、その理解を深めていくために、「条例秘話」を中心とした連続講演会という形で、この条例を創り出してきた人びとの思いを受け止め、共有していこうとしてきました。条例秘話の第 1 回（制定の要因・背景＝2018 年 7 月）、第 2 回（条例と子ども参加＝2018 年 12 月）、第 3 回（条例と制度＝2019 年 7 月）に引き続き、第 4 回目は、川崎市・川崎市教育委員会主催の 2019 年度「かわさき子どもの権利の日事業」で市民企画として以下の通り公開シンポジウムとして企画しました。

2019 年 12 月 22 日（日）、同フォーラムは、川崎市高津市民館大ホールにおいて、300 名以上の参加者をもって、「そうだったのか 子ども夢パーク・フリースペースえん 誕生秘話」と題する公開シンポジウムを開催しました。この公開シンポは、西野博之さん（川崎市子ども夢パーク所長）をコーディネーターとして、子ども夢パークの計画・設計・準備・開設に実際に携わった、元・川崎市市民局小宮山健治氏や元教育委員会関係者、金井則夫氏、保科 達夫氏、三ツ木純子氏ら当時の担当者によって構成されました。そこでは、いまだからこそ、初めて明かされる「秘話」をうかがうことができ、これをもとにして、当日世田谷から参加された竹内麻子さん（せたホット相談・調査専門員）に、公開シンポを聞いたうえで川崎市子どもの権利条例と子どもの居場所づくりの歴史的な成り立ちについてまとめてもらいました。（編集部）

川崎市子どもの権利条例と子どもの居場所づくり

—公開シンポジウムに学ぶ

たけうち あさこ

竹内 麻子（世田谷区「せたがやホットと子どもサポート」相談・調査専門員）

（1）「川崎子どもの権利に関する条例」が誕生するまで

【社会的背景】

川崎は高度経済成長期に京浜工業地帯を中心に急成長した街であり、街の成長を労働力として支えてきた貧困層の人たちや外国人労働者の人権問題、小児喘息などの健康問題など、人権保障の問題が日常課題として存在していました。そんななか 1970 年代からは受験戦争が激化。予備校生が両親を撲殺した「金属バット殺人事件」が象徴するように、子どもたちの生きづらさは加速していきます。それと同時に、市内小学校の特別支援学級での体罰死事件、虐待問題の深刻化などでも川崎は揺れていました。1994 年に日本が「子どもの権利条約」批准をしたことをうけて、1997 年に「子どもの権利条約フォーラム 1997IN 神奈川」が開催され、会場となった川崎市の市長から「子どもの権利条例を川崎市独自に作ってもいいのではないか」といった提案（選挙公約）が出たのは、こういった社会的な背景があったことでした。

【子どもの権利を育んだ土壌】

「川崎市子どもの権利に関する条例」では、子どもと市民が行政と一緒に取りかかり、1998 年からの 2 年間で 200 回以上の会議や集会が行われたそうです。ここでつくられた条例案は 2000 年の 12 月 21 日に市議会において全会一致で可決されています。他自治体の例でも子どもの権利に関する条例が全会一致という形で可決されることはありますが、ここまでの市民参加のもと作られた条例は他に例がなく、会議を運営した側の負担は想像を絶するものであったと思われます。しかし、公開シンポで関係者から、「全会一致の可決はうれしかったですね。条例は議会で作るので、その背景には市民がいますから。」という言葉が印象的でした。

条例の策定が目指されるようになるより前に、子どもの権利条約の中身を子どもたちに伝える活動が始まっていたこと。また子どもたちの地域への参加をどうにか達成できないかと、社会教育、生涯学習の部署が「川崎子ども・夢・共和国事業」を実施しており、すでに市議会の議場を使って子ども議会の活動があり、そこに

は当然私立も朝鮮学校の子どもたちも参加していたりと、これまでの土壌があって、子ども市民おとな市民が協働しながらの条例づくりが生まれてたということです。

(2) 子ども夢パークと「えん」が生まれるまで

【子どもの居場所】

「川崎市子どもの権利に関する条例」の中では、子どもを権利の主体である一人の人間として尊重すること、子どもとおとなは社会のパートナーであるといったことが位置づけられると同時に、いくつもの子どもの「人間として大切な権利」が書き込まれ、その第27条には「子どもの居場所」という条文が置かれています。

「おそらく全国で初めて「子どもの居場所」という考え方が条例に入った。」

「条文に入れた以上は、市は拘束されるわけですから。まずは居場所の考え方をいろいろなところに普及していく、その次に、居場所の確保、できたところがなくならないように存続に努める。」

「ただ、土地の確保や施設の企画となると教育委員会だけでは作れないから、総合的部局や他局との調整に入っていた。」

公開シンポでは、こうした関係者の発言が飛び交いました。条例づくりの中で、子どもたちが本当にストレスをためていることがわかってきたこと、不登校の子どもたちの通える施設の不足、「障害」の診断のある子や非行傾向のある子どもたちの受け入れがなく、権利保障がなされない子どもたちの存在が浮き彫りになってきたこともあり、条例の具体化を目指し「子どもの居場所」を作ろうという動きが加速していったそうです。条例を作る過程では、工場跡地で子どもたちがワークショップをしながら、その意見をもとにハード面の整備が行われていきました。

【「えん」ができるまで】

子ども夢パークの開設にあたっては、地域・青少年団体・保護者・学識経験者・校長会・行政などで構成される「子ども夢パーク推進委員会・作業部会」や公募の子ども委員 34 人とおとな委員 16 人の「子ども夢パーク運営準備会」が立ち上がる中で、同時期に「どうやって夢パークの中に不登校の子どもの居場所を作るか」をテーマとした教育委員会・市民局・民間団体による議論が始まっていました。

「もともと夢パークは不登校の子どもの居場所で始まったわけではないんです。条例にも入っていない。たった三文字ですよね。『不登校』という言葉でレッテルを張る違和感があって、反発を感じてました。なので、条例には使いたくない。でもそれは何にもしないでいいというわけではない。事業とか政策の中でやっていくのが大事で、条例で子どもたちにラベリングはしたくなかった。不登校の子たちもいろんなことで会えて、過ごせる場所ができないか。」

「教員経験のなかで、学校復帰させるのが一番なのかな？って思っていた時に、西野さんから、学校復帰を考えないって言われて、パラダイムの転換っていうんですかね。2 項対立ではなくて新しい価値観を作り出すことが大切なんだと感じた。脱構築。そのなかで何か新しいものができればいいなって思いがあった。」

「対立はやめて、うずくまっている子どもたちがいたら、選択肢を増やす方向へ動こうよ。選択肢が一つでも増えれば子どもたちにとっ

て幸せなことなのではないかという思いがあった。」

【行政も民間も「子どもの最善の利益にたつ」というパラダイムの転換】

ただはじめからそこまで教育委員会内で指導課と生涯学習が仲良かったかっていうとそうではなく、「不登校問題」について話し合うにあたり、かなりピリピリとした雰囲気もあったということでした。ただ、3 回目の会議の時に、指導課長から次のような発言がありました。

「夢パークに開設しようとしている不登校児童生徒の居場所は学校復帰を考えない居場所である。…学校に行かないという選択肢として認知するという事は、あらためて子どもの最善の利益に立つという考え方で、その根っこには子どもの権利条例がある。つまり、学校に行けないで苦しんでいる子どもを学校教育の縛りから解放し、いたるところが学びの場だという考え方である。それを川崎として認める必要がある」

こうした発言があり、学校が否か、官か民かといった 2 項対立を超え、子どもの最善の利益に立とうという言葉を受け、会議の流れが一気に変わっていったそうです。

【地域とのつながり】

現在全国のプレーパークでは火の使用など子どもの活動が制限される方向に傾きつつあるが、夢パークを作るにあたって反対はなかったそうです。「自治会の方が支援委員会に関わってくれていて、非常に地域も協力的であった。」「居場所はその後、ソフトの部分で、どんなおとながいるのか、子どもにどんな眼差しをむけてくれる人たちがいるのが大事になってくる。じゃないとつまらない規則がふえてくるし。」というお話があったが、全国的に地域を巻き込むこのような流れをどう作っていくのかは大きな課題となっており、運営に地域住民を巻き込んでいく「仕掛け」がないとこういった「奇跡」は起きないことがわかる。

【まず、おとなが幸せでいてください】

川崎の子どもの権利条例子ども委員会は「子どもたちからおとなへのメッセージ」を出していて、そのなかには「まず、おとなが幸せになってください。」という一文があります。シンポジウムのなかで夢パーク開設時に事務局をされていた保科氏について小宮山氏が「会うたびに大変だ大変だって言いながらすごく楽しそうなんですよ」とおっしゃっていたが、想像を絶する大変さの中で、でも関わっているおとなたちは「幸せ」だったのだろうと感じた。会場からの質問で、こういう風に連携できる行政の人がいないという意見も出ていたが、「不登校は我々社会教育の課題として認識していた。自分たちの持っている課題を学習を通して乗り越えていくのが社会教育の本質。人権学習に関しては全国でもトップレベルのものであったと自認している。当時社会教育は元気で教育委員会に意見をしていく力があつた。」と保科氏からの発言にあつたように、社会教育が元気だったことは大きいと感じる。ただ「いい人」が出てくるのを待つだけでは子どもの権利保障は進んでは行かないのかもしれない。

子どもオンブズパーソンの設置を求めて

— 小金井市子どもの権利条例 10 周年をむかえて —

あべ のりこ 阿部 寛子 (小金井市：いかそう！子どもの権利条例の会)

【子どもの権利を学ぶきっかけ—既存の相談機関の限界】

私には高校 1 年生の子どもがおります。小金井市の子ども
の権利条例をもっと浸透させ、活かしたいという思いで、市民団体
「いかそう！子どもの権利条例の会」で活動中です。メンバーの
多くは、子どもの権利の具現化をめざし、地域の様々なフィールド
で活動しています。

私が、子どもの権利条約や権利条例を詳しく学ぶきっかけは、
子どもが小学校 3 年生の時に、不登校になり、学校での学びが
できなくなったことでした。学ぶ権利が平等に保障されていないと
強く感じたのです。不登校の原因を、勉強嫌い決めつけられる
ことも少なくありません。実際、勉強嫌いで不登校になる子ども
もいます。しかし、学校に行けなくても、勉強はしたい子どもも
沢山います。私は小金井市に子どもの権利条例があることを思い出し、
調べてみました。

第 9 条には、「子どもは、いろいろなことを身につけて自分をゆた
かにしながら、育つことができます。そのためには、主に次の権利が
保障されなければなりません。～(1) 学ぶこと。(2) 遊ぶこと。
～」とあります。どんな状況下に置かれていても、子どもの学ぶ
権利は保障されるはずが、当時は教育機会確保法もなく、多様
な学びの場も身近にはありません。学びの場を求め、私が次にし
たことは「相談」です。学校は勿論ですが、スクールカウンセラー、
教育相談所、スクールソーシャルワーカー、学校から紹介された
病院等あらゆる相談先に相談をしました。しかし、相談先の回答
は全て「不登校の子どもの学ぶ公的な場は市内にある適応指導
教室」でした。相談をしてわかったことは、全て一対一の対応のみ
で、相談先の背後には「学校」の姿が見え隠れしているということ。
相談先が上、相談者が下という関係性が生じてしまうこと。子
どもの権利を前提にしたやり取りが、されていないことでした。この
経験が、私が子どもの権利を深く学ばなければならないと思ったき
っかけになりました。

【子どもオンブズパーソン設置を求めて】

小金井市子どもの権利に関する条例は、昨年制定 10 年を
迎えました。しかし 10 年経っても、子どもたちへ条例の普及は広
まらず、学校では体罰や自死など、子どもの権利侵害も起きてい
ました。何かアクションを起こし、現状を打破しなければならない
という危機感が会の中に充満していました。私は子どもオンブズパ
ーソンの存在を知り、自身の経験から、小金井市にも是非子
どもオンブズパーソンを設置したいと強く思うようになりました。

そこで、会として 2018 年 11 月に、子どもの最善の利益を保
障する「子どもオンブズパーソン」の設置と、条例の推進計画の策

定及びその検証を求める、2 本の陳情を小金井市議会に提出
しました。陳情は共に賛成多数で可決され、それを反映した条
例改正案が議員提案され、継続審査中です。策定中の「小金
井市子ども・子育て支援事業計画・のびゆくこどもプラン」の次期
計画案では、子どもオンブズパーソンは 2022 年度に実施と時期
が示されました。しかし役割・権限などは未定。更に推進計画は
「のびゆくこどもプラン」に含まれる、として検証委員会と共に作る
方向が示されないなど課題も多いのですが、少しずつ変わろうとし
ている現状があります。

【子どもオンブズパーソンの持つ力】

2020 年 1 月 26 日に立川市で開催された自治体シンポ「相
談・救済」分科会に参加して、子どもオンブズパーソンの役割・責
務の重要性に気づかされました。独立した第三者機関としての
機能と権限を持つこと、子どもにやさしいやり方で子どもの相談を
受理するための環境整備、子どもの権利侵害からの回復の手助
け、最善の利益を追求・確保すること。子どもへのエンパワメント
を図ること、子どもの権利の広報・啓発、教育を行うこと、など。

特に驚いたのは、自治体での取り組みです。松本市では、子
どもたちに学校外のスポーツ・文化活動についてのアンケートを実
施し、子どもの状況を把握すると共に、個別救済まで行い、指導
者への研修も行う。豊田市では、子ども議会での子ども委員から
の意見表明に対し、子どもの権利学習プログラムを策定し、オン
ブズパーソンが中心となって幼児期～中学生まで年齢に応じた
学習を定期的実施している。両市とも、学校、教育委員会と
オンブズパーソンの関係が良いことが、結果的に子どもの最善の
利益の実現に繋がっており、子どもオンブズパーソンの無限の力を
感じました。

【吉永省三さんを囲んだオンブズ講演会】



自治体シンポ後、小金井市で
川西市のオンブズパーソンの制度
設計に関わった吉永省三先生の
講演会を開催しました。「オンブズ
パーソンは、救済だけでなくまち
(社会/環境) づくりの視点が大事、
子どもの話を聴くことが子ども

の最善の利益の保障」と、ここでも市民参加、市民社会との関
わりの重要性が語られました。小金井市のオンブズパーソン制度
を作るための指標を学んだ一日でした。行政と市民が一枚岩に
なることがとても大切だと思います。

子どもの権利条約フォーラムが残したもの～引き継ぐもの・・・

— 2度の長野フォーラムを経験して

みやざわ せつこ

宮澤節子（すわ子ども文化ステーション）

【子どもの権利条約フォーラムに関わるいきさつ】

2006年のチャイルドラインすわの「受け手養成講座」の講師に喜多先生に「子どもの権利条約」の講座をお願いしたいと、早稲田の喜多先生の研究室を訪ねたのが先生との初めての出会いでした。養成講座の当日「子どもの権利条約」についての講座が終わり、先生を囲んでお話をしていた時でした。先生が「長野県で子どもの権利条約フォーラムをやりましょう！」と突然おっしゃいました。長野県には、これまでも話はあったようですがなかなか実現しなかったとのことでした。思わず「やりましょうか！」と答えたのがスタートでした。

「子どもの権利条約フォーラム」って？とにかく「百聞は一見に如かず」、フォーラム2006年11月11日熊本で行われる「子どもの権利条約フォーラム2006inくまもと」に4人で視察に飛びました。

2017年11月17・18日の当日を迎えるまで、実行委員会の立ち上げ、学習会、オープニング、基調講演、シンポジウム、エンディングと目の回るような日々を過ごすことになりました。

こうして2007年のフォーラム、長野県の条例、2度目の「フォーラム」開催とつながって今に至っています。

【子どもの権利条約フォーラム2007inなの】

「子どもの権利条約」って？これが一般の認識です。

長野県においては信濃教育と呼ばれる教育の在り方、教育者を育てる風土が根強く息づいています。こうしたこともあり、教育県と言われてきました。

フォーラムの準備にあたり、4月喜多先生、赤池さんをお呼びし「地域から子どもの権利実現」「子どもとおとなの関係づくり」と題し、学習会を開催しました。「子ども」とは？「権利」とは？

おそらく子どもの関係に携わっている人においても「子どもの権利」については知っている人は少なかったと思います。と同時に「子ども」の存在をどう捉えているのかを問うと、考えたこともないと答えが返ってくるでしょう。

実行委員会がスタートしてまずぶつかった壁は、子どもの参加をどう呼び掛けるのかでした。

高校生の参加を呼びかけるために実行委員長の北川さんと学校へ足を運び校長先生に直接お願いしたり、チラシを配布、マスコミ等、働きかけました。結果、実行委員の関係の子どもたち他10人余、青年2名で子ども実行委員が活動することとなりました。

【子どもがいない！－開場からの声（フォーラム当日）】

「なぜ壇上に子どもがいないの？」「長野県、諏訪の現状だからしょうがないではない。これはおとなの責任」「子どもが壇上にいる、いないではなく、実行委員会への投げかけられている問題です」開場からこうした声がなげられました。

これが「子どもの権利条約」子どもの対しての現状でした。

フォーラムを開催するにあたって「子どもの参加をどう集めるか？」が一番の課題でした。

準備にあたって、子どもの存在がいかにこのフォーラムにおいて大切なかを日を増すごとに痛感しました。これが諏訪地域での現状、或者说長野県での現状でした。

【フォーラムが残したもの】

子どもの参加が少なかったことに焦点をあてると、反省点でしたでしょう。

しかし準備機関から当日まで、行政や多くの人を巻き込み、協力を得て様々な学ぶ機会を得たこと、子どもたちが考え、行動した事はかけがえのない体験の場となりました。

エンディングでの「僕らにだって言いたいことがある」の場面。実行委員の子どもたちがステージに上がり「おとなは子どもの話をしっかり聞いてくれない」「子どものことを信じてほしい」本音で語りました。次の瞬間、会場にいた子どもたちがみんなステージに上がったのです。子どものことばは「子どもの権利」そのものでした。



【子どもの権利条約フォーラム2017in信州へ】

前回のフォーラムから10年。その間に長野県に「長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例」が成立しました。（委員長 喜多先生 副委員長 北川さん 宮澤）この時も「子どもの権利についての激論がかわされました。2013年4月長野県で唯一松本市に「子どもの権利に関する条例」施行、2015年に策定され、4つの権利が条文化されました。

2017年12月2・3日長野県で2回目の「フォーラム」が実現しました。前回子ども実行委員の今青年の半田裕さんが実行委員長に手をあげました。

【今～これから】

長野県の子どもの状況として、子どもの自殺が全国でも2番目と報告されています。

現在力を入れているのが地域の「子どもの居場所」作りです。様々な環境下で育つ子どもたちにとって学校だけでなく、自分自身で選択できる多様性のある居場所の存在です。

メディアの発達が子どもの時間を奪い、地域・家庭において孤立が進む中、地域での子どもの存在に目を向け、おとなの意識を変えることこそが急がれています。

現在子ども・子育て支援事業計画、地域福祉計画等が策定されています。そこに「子どもにやさしいまち」の視点、「子どもの権利条約」の理念を盛り込むことこそがこれからの課題だと思います。

スコットランド子ども・若者コミッショナー、来日 ～子どもの声から出発する～

ひらの ゆうじ
平野 裕二 (子どもの権利条約総合研究所運営委員)

スコットランド (英国) の子ども・若者コミッショナー (オンブズパーソン) を務めるブルース・アダムソン氏が 2019 年 12 月に来日し、日本財団主催シンポジウム「子どもの声を受け止め、子どもを守るために何が必要か」などで講演を行なった (このシンポには私も登壇し、子どもオンブズパーソン等をめぐる日本の状況について報告した)。



コミッショナー事務所の様子を紹介するアダムソン氏
(動画からのキャプチャー画像)

スコットランドの子ども・若者コミッショナー

英国を構成する 4 つの地域にはそれぞれ子ども (若者) コミッショナーが設置されている。設置順にいうとウェールズ (2001 年)、北アイルランド (2003 年)、スコットランド (2004 年)、イングランド (2005 年) で、細かい権限などは異なるものの、いずれも子どもの権利を保護・促進することが基本的任務である (子どもとともに若者も担当しているのは北アイルランドとスコットランド)。子どもに関わる英国全体の問題について共同で意見を表明したり、国連・子どもの権利委員会による勧告の実施状況の評価をそれぞれで行なって共同で報告書を発表したりすることもある。

スコットランドのコミッショナーは、2003 年に議会主導で制定された法律に基づき、翌 2004 年に設置された。その一般的任務は次の 4 つである (4 条 2 項)。

- (a) 子ども・若者の権利に関する意識および理解を促進すること
- (b) 子ども・若者の権利に関連する法律・政策・実務を常に見直すこと

- (c) (官民の) サービス提供者による最善の実務を促進すること
- (d) 子ども・若者の権利に関連する調査研究を促進・委託・実施・公表すること

これらの任務を果たす際、コミッショナーは国連・子どもの権利条約の関連規定を考慮するとともに、とくに子どもの最善の利益の原則および子どもの意見の尊重の原則を尊重・促進しなければならない (5 条)。さらに、自らの活動に関して子ども・若者の関与を得るよう努めることも法律で義務づけられている (6 条)。

2014 年の法改正によりコミッショナーの調査権限が強化され、官民のサービス提供者が子ども・若者の権利、利益および意見をどの程度考慮しているかなどの点について、一般的調査だけではなく個別案件についての調査も行なえるようになった (7 条)。

コミッショナーは、議会の指名に基づき、英国女王によって任命される (2 条)。任期は 8 年を越えない範囲で議会が定める (同)。解任は、議会の 3 分の 2 以上が賛成した決議によらなければならない (3 条)。年次報告および調査結果の報告は議会に対して行なうが、調査報告書に特定のサービス事業者への勧告が含まれている場合には当該事業者に対しても報

告書の写しを交付するものとされる（10条・11条）。

アダムソン氏によると、このような制度設計にあたっては、先行していたウェールズや北アイルランドの法律はもちろん参照したものの、隣国のアイルランド、早くから子どもオンブズパーソンを設置していた北欧諸国、そして国連・子どもの権利委員会の見解、とくに「子どもの権利の促進および保護における独立した国内人権機関の役割」について取り上げた一般的意見2号（2002年）が参考にされたという。それもあって、英国の他のコミッショナーよりも強い権限が認められているとのことである。

子ども・若者コミッショナーとしての具体的活動

ニュージーランド出身でスコットランドに移住したアダムソン氏（弁護士）は、2017年に6年の任期でコミッショナーに任命された。

同氏が任命後にまずやったのは、コミッショナーとしての自分に望むことは何かを尋ねるため、スコットランド中を回って子ども・若者と会うことだったという。子どもたちからは、心優しいこと、親しみが持てること、理解してくれること、近づきやすいことをコミッショナーに求める声が多かった。こうした声を受けて、アダムソン氏は普段はスーツではなくパーカーを着て過ごしている（写真参照）。

コミッショナー事務所の部屋割りや内装も、子どもたちの意見を聴きながら決めていった。若者アドバイザーグループに年4回集まってもらってコミッショナーの活動についての助言を得るほか、コミッショナーの活動報告を踏まえた若者の声を将来計画の参考にするための「若者人権集会」も毎年開催するなど、日常的に子ども・若者の意見を聴くための取り組みも行なっている。実際にお会いして、子どもの声から出発するというを本当に心がけている方だということを実感した。

コミッショナー事務所にはさまざまな専門性を有したスタッフが15人いて、コミッショナーの活動を支えている。事務所は首都エジンバラに設置されているが、将来的には地方事務所も設置したいと考えているとのことである。

コミッショナーの活動の具体例として、学校における拘束と隔離（restraint and seclusion）に関する調査を取り上げておきたい。これは、法律でコミッショナーに付与されている調査権限を初めて用いた取り組みだという。

「拘束」（restraint）とは、押さえつけたり道具を用いたりして子どもの身体的自由を制限することで、「隔離」（seclusion）とは、たとえば子どもを一定の時間、特定の部屋に閉じこめておいたりすることである。いずれも、子どもが暴れたりするなどして他の子どもに危害が生じる場合などに用いられるとされる。このような対応が必要な場合もあることは否定できないものの、必要性や

比例性の基準が満たされないまま、これらの措置が一貫性を欠く形でしばしば用いられており、記録、モニタリングおよび報告も不十分であることが問題視されてきた。とりわけ、特別なニーズを有する子どもが不当な拘束・隔離の対象とされやすい立場に置かれているという。

コミッショナーは2018年3月にこの問題に関する調査権限を発動し、32の自治体すべてについて調査を実施したうえで、同年12月、スコットランド政府および自治体に対する22項目の勧告（これらの手段の利用に関する一貫した政策の策定など）を掲げた報告書を議会に提出した。

これらの勧告はおおむね受け入れられたものの、国レベルでのガイダンスの策定等に関して問題が残ったため、2019年9月、コミッショナーはスコットランド平等・人権委員会（EHRC）とともに司法審査の申し立てに踏み切った。その後の協議の結果、

（1）学校における拘束・隔離について人権を基盤とするガイダンスを策定する、（2）ガイダンスの作成および実効性の検証にあたっては若者およびその家族の参加を得る、（3）ガイダンスが有効でないことが明らかになれば立法措置を検討するなどの合意が政府との間で成立したため、申し立ては取り下げられたという。

2019年12月10日、コミッショナーは、閉鎖収容施設（secure accommodation）に収容されている子どもの状況に関する調査を新たに行なうと発表した。閉鎖収容施設とは許可がなければ離れることのできない施設であり、日本でいえば児童相談所の一時保護所も該当する。

なお、スコットランドでは2019年10月3日に体罰全面禁止法が成立したほか、家庭裁判所における手続の改善などを目的とする法案の審議や、子どもの権利条約の国内法化などの動きが進められている（英国では批准した条約がそのまま国内法として扱われるわけではなく、別に国内法を制定しなければ条約は間接的にしか適用されない）。これらの法改正においても、コミッショナーはNGOなどとも連携しながら積極的に意見表明を行ってきた。

日本政府は、国家人権委員会のような独立した国内人権機関の設置について「検討中」と言い続けるばかりであり、子どもの権利を守るための独立機関を別に設けることについてはむしろ消極的姿勢を示している。こうした姿勢を改め、国際的動向や、自治体レベルで活動している子どもの相談・救済機関の取り組みも参考にしながら、一刻も早く国レベルで子どもオンブズパーソンのような機関の設置に踏み切るべきである。

＜「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム 2019 立川の開催＞

子ども支援から若者支援へどうつながるか

—ニート・引きこもり問題などを背景として

喜多 明人 (早稲田大学)

【18回をむかえる自治体シンポ】

子どもの権利条約を地方自治によって実現していこうとする自治体の取組として、2002年以來、子どもの権利条約総合研究所の呼びかけで、自治体関係者と研究者・専門家・NPO等が連携・協力して「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウムが毎年開催されてきました。それはユニセフが提唱してきた「子どもにやさしいまち」を創る試みとも重なります。

18回目を迎える今年のシンポジウムは、台風で順延のち2020年1月26日に立川市で開催されました。全体テーマは、「子ども・若者支援とまちづくり〜とぎれず、すきまをつくらず、そして重なり合う〜」です。

本誌では、この全体テーマをうけて、主催自治体である立川市企画の分科会「子ども・若者の自立支援とネットワーク」について紹介したい。

【なぜ、いま、子ども・若者支援なのか】

こんにちの子ども施策は、子ども期に特化した施策づくりにとどめることはできません。出産、乳幼児期からの連続性を意識することから、さらには、思春期、青年期そして成人期（50代まで）にいたるプロセスをトータルに視野に入れた支援施策づくりが求められています。

とくに子ども期から成人期への橋渡しとなる若者期の支援施策がどの地域、自治体でも問われ始めています。近年各地で発生している若者の事件等もあり、ひきこもり状態の若者をはじめとして生きづらさを抱える若者の現実から、子どもの育ちを改めて検討していくことを必要に感じています。

【子ども支援と若者支援をつなぐ】

しかし、子ども支援と若者支援をつなぐ試みはつい最近始まったものといえます。従来から検討してきた子ども期にふさわしい子ども支援のあり方と、いま問われている若者期の支援とをつなげて実践的に深めていくことが課題となりますが、その場合には、つなげて考えることによってどのような問題が派生するのか、クリアすべき課題はなにか等々、その問題状況を全体的に把握することから始めなければなりません。

とくに法制的な整備の違いをふまえないければなりません。

若者期に関しては、子ども・若者育成支援推進法（2009年7月成立）などで、乳幼児期〜成人期30代（39歳）まで広く対象化されてきました。そこでは、子ども・若者の自立支援の課題、すなわち不登校、ひきこもりを視野に入れた学習支援から発達障がいへのサポート、若年無業者（「ニート」）、ひきこもりを視野に入れた就労支援、犯罪、

非行からの立ち直り支援など課題は多岐にわたっています（内閣府『子供・若者白書』各年度版参照）。

子ども期に関しては、普通教育機会確保法（2016年12月成立、夜間中学規定は別として）で、子ども期の「休養の必要性」や学校外の学びの重要性がうたわれて、不登校等の子どもや保護者に対する国や自治体の支援が求められてきました（同法13条）。

【自身に合った学び方から自身に合った働き方へ】

では、なぜ、子ども期にとどまらず若者期を含めて、社会生活に困難をかかえている子ども・若者の支援が問われているのでしょうか。分科会では、以下のような報告がありました。

まず、コーディネーターの筆者が、「子ども・若者の自立支援」問題の論点を整理する—子ども・若者育成支援推進法制の現段階をふまえて—というテーマで基調報告を行った。これを受けて、認定NPO法人育て上げネットの井村良英さんから、「立川市における子ども・若者の自立支援の総合的な取り組み—子どもの声から始まった「定時制・通信制等合同学校説明会」を中心に—」という報告が、豊中市の若者・就労支援担当の濱政宏司さんからは、「生きづらさを抱える若者の支援の現場から、子どもの育ちを改めて問う—豊中市における若者支援・就労支援の活動をうけて—」という報告を、さいごに、高根沢町教育委員会教育委員の中野謙作さんから、不登校の子ども居場所支援から若者の就労支援まで—高根沢町における町営フリースペース「ひよこの家の活動を踏まえて—」という報告を受けました。

これらの報告を受けて、1)自治体と民間との公民連携による支援の総合的、重層的な取り組み（井村報告）、2)若者の就労支援の活動からあらためて子ども支援を見直していく取り組み（濱政報告）、3)子ども期の学び支援から若者期の就労支援にいたる子ども・若者の継続的な支援のとり組み（中野報告）などについて実践交流を深めるとともに、今後の子ども・若者支援のまちづくりの方向性を明らかにすることをめざしました。

中野報告では、「ひよこの家」卒業生の宗俊貴恵さんが補足報告をし、不登校時代に「学校復帰」の圧力がいかに自分を苦しめたか、ひよこに行き「学校復帰」から開放され、自分らしい居場所と学びによって立ち直ることができたという発言が目玉されました。若者支援においても、同様に、労働の質が問われており、企業が求める既存の「労働」の圧力から開放され、自身に合った働き方を模索すること（井村）で、若者の就労支援を進めていくことが求められました。

日本の子どもの現実—何が変わったのか!?

不登校の子どもの権利はどこまで前進したか

おくちけいこ
奥地圭子さんに聞く <聞き手：喜多明人さん>

【なぜ、フリースクールを創ったのか】

東京シュールを始めて 35 年になりますが、その前は 22 年教員をやっていました。私自身は戦後の新教育になって、これからは民主主義教育だと、先生たちが張り切っていた頃に小中学校を送っているの、貧しかったけれどすごく楽しかった。「学校は楽しい」という思い出がいっぱいあるんですね。

ところがうちの子が学校に入った頃には、受験競争が激化し、管理が強化されていった。例えば、漢字テストの班競争で一番出来ない班はボロボロになり、連帯責任といってグラウンドを間違えた数だけ走らされる。2 番目の子に至っては、音楽の時間、一番出来なかった班として小太鼓のパチで太ももを叩かれ、赤い筋をつけて帰ってきたこともある。その都度親として指導のおかしさを指摘したが、その時は謝っても次の手があるって感じで、なかなか変わっていかないのです。

私自身、学校作りをかなり主体的にやってきたけれど、勤務校でも、廊下は白線に沿って直角に曲がる、教室移動も並んで担任が先頭で移動するなど細かい規則が増えていき、こどもに寄り添う教育はままならない。結局 3 人の子ども達は順繰りに不登校をしました。

私が本気で学校をやめることを考えたのは、自分の子から不登校を学びとったということがあるのですが、もうひとつ、私らが学校を変えていきたいという取り組みより、子どもたちが苦しむ、学校が悪くなるスピードの方が早いと感じたからです。

学校へいけない子は問題の子だと、強引に首に縄をつけてでも学校に行かせようとする状況下で、私としては、学校以外の場をつくるしかないと思ったのです。

【不登校の夜明け～第一歩は親の会】

全国で不登校が増え続ける中、不登校は怠けだ、子育ての失敗だなど言われた。そして、精神科で薬漬けにしたり、戸塚ヨットスクールはじめ山村留学など、力でねじ伏せようとしてきた。でもその中で、一番子どものそばにいる親たちが、間違いに気づいたのです。そして国府台病院の渡辺位先生の「子どもが学校とのキヨリをとっているのは正常だ」の言葉に親が集まっていった。その活動を全国にも広めたいということで、私もかか

わったのですが、『登校拒否・学校に行かないで生きる』が出版されました。家庭内に子どもの居場所をつくり、親が子どもの側に立つことで、子どもが楽になっていったのです。

【「私たちの人間宣言」発表】

1985 年に開設された東京シュールに集まった子らは、どんどん元気になってきました。

1988 年には、弁護士さん達の仲立ちで、学校に行っている子と行かない子が一緒に「私たちの人間宣言」を発表しました。学校へ行っている子たちも校則や体罰で苦しんでいたのそのような集会がもてたのです。

朝日新聞などで「病気説」が出たときは、たくさんの子が「病気ではない」と発言し、1989 年は「子どもの権利条約」採択された年ですが、このとき子どもたちがやったことは、文科省の登校拒否は「怠け」とするのには違和感を持ち、全国の知り合った子どもたちにアンケートをとり、やはり「怠け」とは違うとアンケート結果にたどりついた。そのことから行政のアンケートも変わっていき、90 年代を迎えて、どんどん活動が広がっていき、なか、「不登校は直すのではなく、受けとめること」というとらえ方が生まれました。

【変わってきた不登校政策】

東京シュールもどんどん大きくなり、1993 年には子どもたちの取り組みで「通学定期券」が実現しました。1996 年には合宿して権利条約総点検と称し「登校拒否と子どもの人権」を発信、さらに「不登校新聞」創刊、世界のフリースクールとの交流、創作劇の上演など、様々な活動で力をつけていき、2009 年には「不登校の子どもの権利宣言」を全国子ども交流合宿で採択しました。そして 2010 年代に入り「東京シュール 25 周年祭」映画『不登校なう』作成など活動が多々展開され、「子どもの多様な学びの機会を保障する法律」実現のためと組んでいきました。2016 年の文科省の全国通知「不登校は問題行動ではない」は学校現場を驚かせ、教員の認識を大きく変えるものとなりました。

そして 2019 年「確保法」が成立し、「不登校は学校復帰でなく、社会的自立を目指す」と大きな転換を遂げたのです。

(文責 喜多 陽子)

子ども参加を軸とした子どもの権利実現

かいだまちこ
甲斐田万智子さんに聞く <聞き手：荒牧重人さん>

【子どもの権利との出会い】

大学の時、ユニセフボランティアの会ともう一つの大学のサークルに入り、春休みにフィリピンに。その時出会ったフィリピンの子らの溢れるパワーに驚きました。日本ユニセフ協会に就職後、マスコミなどでキャンペーンをはって

いた「かわいそうなアフリカの子を救おう」と訴える取り組みに違和感を感じ、「飢えたかわいそうな子」の写真は使ったりあやまったイメージを流すべきでないと思いました。その後イギリスに留学。大学の書店で子どもの声を丁寧に拾った本“Broken Promise”と出会い、「子ども

が主人公」という活動に強く惹かれました。子どもがエンパワーするためには「子どもの権利」の視点は外せないと感じました。

【児童労働と子ども参加—インドの2つのNGO】

夫のユニセフ就職でブータンに移り、物売り、屑拾いなどの子どもたちの実態を知りました。その後インドで、児童労働の問題に取り組む“バタフライズ”と“CWC”の二つのNGOに出会い、「崖から落ちた子を救うのではなく、落ちない力をつけること」を学びました。子どもを助けるNGOはインドには山ほどあるけれど、「子どもを主人公」にしていたのは当時この二つのNGOでした。

ストリートチルドレンを主体とした“バタフライズ”は「子ども評議会」「子ども開発銀行」など、子ども自身が参加の権利を使い、仲間と自ら活動し、“CWC”の「子ども主人公＝P’o’k’o’c’o’m」は、大人は口を出さず、徹底して子どもが主人公の会議を行い、児童婚で「イヤだ」と言えようにするなど、子どもの意思表示する力を引き出していました。

【シーライツに参加—カンボジアでの活動】

1996年、夫をインドに残して、国際子ども権利センター（シーライツ）に入りました。その理由は、研究するだけでなく、実際に子どもとかわりたかったから。子どもの自殺が表面化してきた日本で、子どもの権利を広めたかったからです。特に日本には根強い「わがまま論」があると聞いてインドの子どもたちのように「子どもが参加する権利」が使えるようになったらと考えました。一緒に帰国した娘たちがあつという間に「女の子は赤い色」という固定観念に染まってしまう、日本の「みんなと同じ」になろうとする価値観の中では、マイノリティの子どもたちは生きづらいだろうと思いました。

【子どもに対する暴力撤廃に向けて】

「子どもの性的搾取」は、知るのがつらく、簡単には関われない問題だと思っていましたが、なんとかしなくてはという覚悟ができたのは、2001年

に横浜会議でカンボジアの少女に出会ったことでした。2003年から夫の転勤に伴いカンボジアへ。子どもがエンパワーしても、それを受けとめる大人が、社会がないと、「何いってんだ」と一蹴されてしまう。カンボジアの女の子たちは、娘が困っている親を助けるのは当然と考え、学校をやめてしまう。女の子にも教育を受ける権利があるのだということを学べるようにして女の子をエンパワーすると同時に、劇を演じたり、紙芝居をつくりたりして、地域住民に働きかけています

【マイノリティの子どもたちの声を聴くプロジェクト】

日本では、女子中高生が深刻な被害にあっているのに、子どもの性的搾取が「援助交際」とか「パパ活」と、子どもたちの苦しみが隠れてしまうようなひどい呼び名であつかうことが多い。「子どもの権利という視点」がないからそうなるのだと思います。重大ないじめの委員会も機能していません。喜多さん荒牧さんが尽力されてきたことですが、条例だけでなく、子どもの権利基本法ができれば、行政職員や社会全体が「子どもの最善の利益」で考えるようになると思います。

マイノリティの子どもを権利を考えるアドボカシーカフェ（*）を近々開催しますが、不登校の子どもを権利宣言を広めている彦田来留未さん、LGBT活動家の遠藤まめたさんが参加します。発信しづらい当事者の子どもの声を聞き、それを関係する人々に伝えることによって社会の子どもたちに対する見方を変えて、実際の施策を変えていければと考えています。そのためにも、子どもが安心して声を上げる場をつくるのが大切だと思います。*2019年12月14日に実施済。

（文責 喜多陽子）



編集後記

今号は、冒頭の「とちこど権」の誕生に合わせて、「地域ですすむ子どもの権利ネットワーク」を特集しました。私も昨年12月15日に、とちぎ子どもの権利ネットワークの設立総会に招待されて出席しましたが、ちょうど出がけに朝刊に目が止まりました。

「いじめSOS 教諭が掲示」という見出しがついており、「栃木県内の市立小学校で、昨年7月、6年生の男子児童がいじめの被害を文章で訴えたのに、担任の男子教諭（42）が対策をとらず、名前入りの文章をそのまま教室に張り出していたことがわかった」という。「全身にどろろをかけられ、プロレスといってぼうごもされました」と訴える作文を提出したところ、「担任は相談に乗ることなく、赤ペンで『その痛み、つらさを知っているからこそ、人に優しくなれる』・・・などと感想を書き込み」、教室に張り出してしまったという（朝日新聞2019年12月15日付）。

なんともいたたまれない記事でした。子どもが助けを求めても、教師は道徳教育をしてしまった。明らかにすれ違っている。そのすれ違いはなぜ起きるのでしょうか。昨年1月、「先生、どうかできませんか」とSOSを出した千葉・野田市の心愛ちゃん（10）が虐待死したばかりです。子どもの必死の思いで出すSOSをどう受け止めるべきか。そこではおとな側の人権感覚が問われています。子どもの権利と向き合うべき地域のおとな社会、学校社会のあり方を改めて問い直す出来事だったと思います（A/K）

「子どもの権利条約」NO.139号 2020年3月15日発行

★発行（季刊・年4回）
子どもの権利条約ネットワーク
Network for the Convention on the
Rights of the Child
〒152-0034 東京都目黒区緑が丘2-6-1
TEL&FAX 03-3724-5650
Eメール info@ncrc.jp
ホームページ <http://www.ncrc.jp/>
★発行人 喜多明人
★編集人 喜多明人・宇原佐知子
★年会費 5000円 学生 3000円
18歳未満 1000円
*郵便振替 00180-2-750150
*ゆうちょ銀行 〇一九店 当座 0750150
コドモノケンリジョウヤクネットワーク
★印刷 (株) 第一プリント